

## 日本三種神器之御傳紀自諸

嗚呼尊哉我が大日本皇國の國體矣。嗚呼靈妙哉我が日本皇國の神靈矣。嗚呼稟威赫々昭々たる哉。我が大日本皇國の皇室矣。嗚呼尊哉。皇寶三種神器の稟威極乎矣。天地開闢以來。歷々極乎として至眞大造化の眞實之寶也。其體に資り産す。天孫たる神靈器を明に傳來し玉ム矣。即ち八咫の鏡也。復也即ち蛭子の草薙也。復此天地大造化の秩序を順列して正明に資り産す。此八咫の鏡以て照臨し玉ふ時は。天地自然皇如極乎たる至誠の人位を照り顯はして極乎昭々たる大造化の眞象を正に拜観する事を得る也。此神靈の皇玉を以て照臨し玉ふ時は皇統の一系連縫。歷歷。統々として天壤と窮まり無く。世界に照臨し玉ふなる事實也。原因也。皇德也の。

眞實を正に拜觀する事を得る也

此草薙の剣を以て抜き放ちて。揮り立て奉れば善惡邪。正是非。曲直の極元を明に切り分けて。正審。正判する事昭々嚴乎として善は固より以て善也。惡は固より以て惡也と明に切れ分る上也。昔し日本武の姫が相模野に入り玉ひし時に賊起りて野の四方より火を縱ちて野を焼き殺し奉らむとす其時に

日本武の姫は此草薙の御劍を抜き玉ひて。其御手元なる草を薙ぎ取り。其草に火を付けて。此御劍を揮ひて火を叱り玉ひしに。四方より燃え攻まり来る猛火は忽ち火焰を外に轉じて。其賊の方に飛び走り。賊共を悉く焼き倒し亡ぼしかり。是を向ひ火の神策と謂ふ也。かかる神靈瑞嚴の體をたる神器なるを以て天皇御同殿に祭り置き玉ふ事を畏み玉ひて。更に宮殿を造營して奥深く尊み崇め祭り玉へり。今尾張の國熱田の宮に齋き祭り奉る所の神劍之矣。

其八咫の御鏡は崇神天皇の御代より伊勢國渡會の五十鈴の宮に齋き祭り玉へり。今の伊勢神宮

天照皇大御神即ち之矣。

其神靈は代々至尊天皇が親しく御体來し玉ひつ、今猶歴々昭々とて天照大御神即ち之矣。

其神靈は代々至尊天皇が親しく御体來し玉ひつ、今猶歴々昭々とて天照大御神即ち之矣。

至尊天皇は至慈。至仁。極乎。不拔。宇内無比。無類の。眞父。眞親に。渡らせ玉ふが故に。皇極として億兆萬機一切を子視し玉ひ。至極の愛育を垂れ玉ふが故に。常は和光同塵の至仁慈を以て照臨し玉ひつ、深く歛め玉ひ此三種祿器を以て輕々しく稜威を放ち玉はせ。神器の利害を誠に深く秘し。縛み玉は。怡も偶物の如く或は在が如く或は影響の如く。群小等は唯心中に存して。尊崇し奉り居るに止まるに至らしめつゝ。群兒等に慈乳を與へ玉ひて群兒等の胸中を。日夜に照らし漸に眞の智誠を開かしめ玉ふ也。茲に於て

至尊天皇の御宮中には天照皇大御神の御神傳を奥深く秘し

收め置き玉ひて。古事記。日本紀の内に收め。萬葉集。古今集の内に收め  
 玉ひ。伊勢熱田。日前出雲。住吉。布留。諫訪。鹿嶋。春日。及諸神宮神社に齋さ  
 祭り納め玉ひつ、其大儀式を深く秘せしめ玉ひて敢て群小に誇り  
 玉はす。殊に八幡加茂に大神秘を收めて親く祭り玉ひつ。代々の  
 天皇至尊は時を以て其神秘を受け。繼がせ玉ひつ、嚴く重く奥深く  
 治め玉ひつ、天津日嗣に繼ぎ續き渡らせ玉ふ也

かゝる尊き至眞なる大儀式の保存する。大皇國なるが故に此人民は  
 歷々極乎依然として終始一貫に舊邦に俯仰し奉り。皆歴々として祖  
 業を受け。祖職を守りて。世界無比無類。統々として。唯一極なる  
 至尊天皇に歴事し奉り。眞の忠節。大義を竭し奉る事を得也。故に臣民  
 等皆祖先も兒孫等も。時々の非番。當番こそあれ。前後唯一に貫徹して。  
 唯一極の至尊に事へ奉りて。唯一君の至尊に忠節。大義を竭し奉る  
 が故に。其忠節は。皆眞實の忠節也。其大義名分も皆極乎として唯一極  
 の至尊に事へ奉るの大義名分也。實に累代親の胎内より裏け保つ所

の忠節大義名分也。故を以て禮皆眞禮也。忠義孝信亦皆眞忠眞義眞孝  
 真信也。故れかくの如萬機皆至眞。眞實の誠を。永世一貫に保ち照らし  
 て。上下一切に明に保たしめ玉へる。大皇國也。其理由を回顧すれば  
 天朝太古既に極典有りて。字内を照臨す。所謂天地を読み明らか資り。  
 以て證徵する者矣。即ち古事記。日本紀。萬葉集。古今集等の御傳授に。收  
 むる所也。されば今茲に其極典の御傳授を明細に解き顯さむと欲す  
 るも。古言に暗く。古典を読み誤る人多くして。其註解書に。猶解釋を加  
 ふるにあらざる限りは。了解に苦しむ者あり。故を以て。目今通じ易き  
 所の。俗言。俗字を以て。先づ其大跡を編みて。一讀了解せらるゝ事と宗  
 として。此書を謹述し。古事記。日本紀。萬葉集。古今集等に。收まり有る所  
 の。天朝固有の。極典の現存しつる事を知り得て。日夜に神徳の靈  
 霊赫々たるを仰ぎ奉る事を。得せしめ。各自皆心底に於て。

天照皇大御神は。堂々たる我が

皇室の

皇祖にして吾人

臣民の

教祖たり。吾人臣民の飲食は何人か是を創め是を教へたりしや。即ち我が

大御神の創め玉ひ。教へ玉ひし事にあらずや。吾人臣民の衣服は。何人か是を創め是を教へたりしや。即ち我が

大御神の創め玉ひ教へ玉ひし事にあらずや。吾人臣民の家屋構造は

何人か是を創め是を教へたりしや。即ち我が

大御神の創め玉ひ教へ玉ひし事にあらずや。忠孝の教へ。文武の祭政も。何人か是を創め是を教へたりしや。即ち我が

大御神の創め玉ひ教へ玉ひし事にあらずや。即ち我が

天位授受の大典を定め。累代

天皇の君臨すべき。大憲を定め玉ふも。何人か是を創め是を定め玉ひしや。即ち我が

大御神の創め玉ひ定め玉ひし事にあらずや。然らば則ち我が

天室の 皇室の 皇祖に渡らせられ。吾人臣民の

教祖たる事疑ふべからざと謂ふ事を。微知せしめて。皇國人の。皇國人たる。德識を。全國に満ち渡らせ。豫て知り辨へ置かしめて。此時節柄。若し外國人が突然途に會ひて。 日本帝國の國儀は。わかに。亦

皇尊は皇統一系連縣と  
天津日嗣に繼ぎ續き渡らせ玉ひつつ。外國に例無き尊き高き

三種神器の事柄の實を。承りたしと尋ね求め。けらむ時に賤の山がつ。

海士乙女にても。其時に即答に。抑此大皇國は。

天照皇大御神が天津宮に大坐在て。事始め玉ひし天津誠の大祭政を。神其體に。歷々昭々と 天津日嗣に繼ぎ續き保ち玉ふ所の。

大眞道の御教が。固有し在りて。然る也と謂ふ事を。明に説き聽かし得しむる事を。押し並べて。易からしむる心得の種に。成らしめむとて。かくは編み輯ねたる此書ぞがし。故れ謹みて自緒す

日本三種神器之御傳紀

淺井實雄謹述

般に畏々皇寶三種神器の由來を謹み案せるに我が  
邪那岐伊邪那美二柱の神の御子に渡せられ筑紫の  
穂原に於て生れ玉ひたり此御子玉體光華明彩く  
照し玉ふが如し伊邪那岐伊邪那美的神を合せ二柱の神深く  
曰はく此後吾子多わりと雖もかくの如く靈に異し  
とて御名を大日靈貴又の名を天照大神と號け玉ひ  
たれ斯變りくしみ玉ふうちに御歳も長玉ひつれば伊邪那岐尊の  
り曰はく此兒久しう此處に留むべからじ早く天津宮に送りて授く  
るに天下を治むるの業を以てすべしとて天御柱てふ供神を以て天  
津宮に送り玉ひたり其の後二柱の神又月夜見尊を生玉へり二柱の

神其神の容貌を覗そなはするに其光華明彩しきこと大神に亞げり故に大神に配べて同じ事を知し召んとて月夜見尊に勅りして天津宮に適しめ玉ひき二柱の神又御子を生玉ふ御名を健速須佐之男尊と號け玉へり此御子勇け猛き性質に渡らせられたり年已に長玉ひたれば八握鬚鷲とて八握ある鬚鬚生たり猛く荒々しき性質に渡らせらるゝが故に常に二柱の神の教に願ひ玉はす啼泣ぢ悲恨を以て業とし玉ふ父母尊勅りしてのり曰く汝をして此國を治さば必ず残ひ傷ること多けん故に汝は極て遠き根の國を駆べしとて遂に御許を透ひ玉へり

茲に我天照皇大神は天津宮に在坐て御躬親ら天下を治し召し玉ふべき神業を執玉ひ數限なく御心を痛め玉ひ玉體を苦しめ玉へり斯く御心を痛め御躬を苦しめ玉ふ内に其最も甚く御心を焦し玉ひたるは人の命を有つべき飯物を得たまふことなり此物もしなかりて人と云

ふ人たる者一日一夜も其體を保つこと叶はざりせば天下を治し召には何より前に無て叶わぬ御實なり斯御心を焦し玉ふ内に田作物とて稻を得させ玉ひたり(今の穀物並びに野菜類の如きは天地開闢の頃には悉く野山にありつる物なり今世となりて彼の北亞米利加合衆國カリフォニヤ州の一部には天然の麥野あり印度國の一部には天然の稻田ありと云ふ)茲に於て我天照皇大神は深く悦ばせ玉ひ其稻は田に植玉へり其御田を名けて天の狭田長田と云ふ其始めて植玉ひたる御田の稻の甚よく實りたるを見そなはして深く悦ばせ玉ひ其稻を茹て精米となし御躬親ら是を炊ぎ玉ひて饭となし是を天津神天御中主尊神皇產靈尊高皇產靈尊に捧けまつり又親らも食上り玉ひつる御殿を名けて新嘗殿と云ふ此の事天津宮の定めとなし玉ひ年毎に新嘗の初米を天津神に手向まつり大神御躬親らも聽し食る事とは

なし玉ひたり(是我國の大祭新嘗祭の始なり此新嘗祭の事は下に記すべし)其次に御心を苦しめ玉ひつるは天下を治むるには衆民をして其豊なる所ろに置。風雨を凌ぎ心安く其命を保たしめざるべからずとて家屋の建築に御心を注ぎ玉ひ新嘗聘し召す御殿を建玉ひたり(是を我國家屋建築の中祖となす)其次には此蒼生をして躬に絡はしめ寒き冬の日の苦しけを防ぎ熱き夏の日の凌をなすの道を創め玉はざるべからす時に口に糸して織する虫を得玉ふ是を養蠶と名け御躬親ら是を養ひ其糸を探て衣服と織玉ひたり茲に於て衣食住の三の事悉く備り天下を治め玉ひたる大業全く具備れり。されば我大神は深く此三の事の具備りたるを悦ばせ玉ひ稻穂を名けて齋服殿穂と定め衣服を織せらる所を名けて齋服殿と定め玉ひ日日の神業として此の事を勉め玉ひ齋庭穂。齋服殿とは天津宮の御殿に田を拓き玉ひ又其邊に服殿を造り玉ひて御躬親ら思ひ玉はせらるゝに此三の事の備りたるは全く吾力らのみにて備りたるにあらじ天津神

の御恩の然らじめし者ならんされは此稻は年毎に此初穂を天津神に捧げまつり此服も亦天津神に奉らざるべからずとて歲毎に初穂と初服とを捧呈まつり玉ひたり其天津神に捧呈まつる稻を造らせらるゝ田なれば外の田と其場所を異にせられ天津神に捧呈まつる服なれば其織殿を他の織殿と別たせ玉ひてかぐ名け玉ひし者なり是我國の皇田皇圃の始めにして宮中養蠶殿織殿の始めなり

皇田をスメラミタ皇圃をスメラミハタヒ唱へ我列代の天皇陛下は此の大御定めを守らせ玉ひて代々確く此事を務め玉へり京都に在ては御所の御構の内に皇田皇圃に養蠶殿織殿あり今之皇城には西北の隅瀧見の御茶屋の前に皇田あり西の方出舍の御茶屋の前に皇圃あり赤坂御所内に養蠶殿織殿あり皇田皇圃は我天皇陛下が御躬親ら耕し玉ふ所ろ養蠶殿織殿は我

皇后陛下が官女を率ゐて御躬親ら養蠶の業を執せられ御躬親ら  
服を織せらるゝ所ろなり而して此皇田園より収穫玉ひたる初  
穗、初雑穀初野菜を以て新嘗祭の供物となし玉ひ養蠶殿にて取せ  
られし糸にて織せられたる織物を以てこの祭の御禮服となし玉  
質所に於て毎歲此の大祭を行はせらるゝなり現今此の祭りを分  
ちて二つとなし一は

神宮新嘗祭と稱して十月十七日となし一は新嘗祭と稱して十一  
月二十三日宮中に於て行はせらる斯此の祭を分たさせられし  
は深く我

天照皇大神を尊崇し玉ふの至誠に出させられたるならん去る明  
治十二年北米國前大統領故クリント氏我國に來遊せられ我  
天皇陛下に懇請して宮中の御番式を問ひ奉り此の皇田園を拜  
見し養蠶殿織殿を拜覽し新嘗祭の古事次第を承はり驚歎々賞し

天皇陛下に奏上して云々予今回世界の漫遊を企てたりしを以て  
到る所の帝王に謁見し往所の國々を観察し古事古式を叩きて其  
次第を見聞したり然るに世界廣く各國多しと雖も日本帝室の  
如き古式の存せる帝室を見たる事なし日本

天皇陛下の如く數千年の古式を實施嚴行し玉ふ帝王に謁せし事  
なし嗚呼日本國萬世一系の天皇豈故ならんや嗚呼日本國の  
臣民たる者斯る善美の帝室を戴き斯る至尊の  
天皇陛下に事へまつる事誠に天地間無類の人民なり希くは此大  
祭大式を幾久しく將來に傳へさせられ如何なる場合と雖も息る  
ことなからんことを欲す此祭式あれば此心ろあり日本國將來の  
隆運推計て知られたり云々と誠とに尊き事にこそありける  
新嘗祭是をコヒアヘノマツリト謂ふシンシヨウサトイとは維新以  
來の唱へなり此祭り我國古代より中古にありては盛んに行はれ

如何なる山村僻地と雖も如何なる賤しき人民たりとも全國舉つて是を行ひ我

大神の神徳を尊讃し奉り我

大神の大恩に報じ奉りたり何の頃より此紋に尊き祭り事を破りたりしや知るべからざれども奈良の都の頃迄は確かに行はれたる者と察せらる斯る哀れなる事態となり行たりしが故に今世となりては物知る人にあらざれば此祭の事を知者なく只々大内の祭とのみ心得て此の日に當るも祝旗をも出さず其業をも休まず居者多きを見る誠とに歎ても餘りある事と云ふべし昔し此の祭りの廣く我國に行はれたる其確かなる證を擧ぐれば今世となりても各地の田舎に至れば年毎に秋の田の實りを見圖り我田の最も秀でたる稻を擇びて薦收是を初穂と唱へて

天照大神より出雲の大神其他。其人の尊む所の神明に捧げまつる慣習あり。是に於て健速須佐之男命は父の尊に請ひまつりて宣天照皇大神に參りて姉の尊に見へ而して後永く退らむとす父の尊是を許し玉ふ因て須佐之男尊は天津宮に昇り諸でます其勢ひ。すさまじくして溟渤を鼓に盪ひ山岳も鳴り响るが如し是即ち神の性健きが故なりかゝる現状なるが故に

但し天津宮どゐるは太古の皇室の尊稱と知るべし大國主の神の御教を奉じて出雲なる根の國に就らむとす故に大和なる

天津宮に參りて姉の尊に見へ而して後永く退らむとす父の尊是を許し玉ふ因て須佐之男尊は天津宮に昇り諸でます其勢ひ。すさまじくして溟渤を鼓に盪ひ山岳も鳴り响るが如し是即ち神の性健きが故なりかゝる現状なるが故に

て其髻髮及び腕に纏玉ひ又背には千箭の鞞と五百箭の鞞とを負玉  
ひ臂に稜威の高柄を著弓彌を振起劔柄を急握り堅庭を踏で股を踏  
とはして待玉ふ健速須佐之男尊はかくとも知り行玉へば大神は  
沐浴をも蹴散かすが如く稜威の雄誥を舊はし稜威の噴讓を發して  
徑ちに須佐之男尊に詰り問玉ひてのり曰はく汝は何の意わり  
て我許に至りたりしやと須佐之男尊答へ玉はく吾れは元めより黒  
き心なし父母の尊已に嚴しき勅のりありつるが故に永ふるに遠き  
根の國に就らんと思へり姉の尊と相見へすんば吾れ如何んぞ去る  
に忍んや是を以て雲霧を跋沙り遠く來參つ意はざりき阿姉尊斯く  
嚴顔玉はんとはど時に

天照皇大神復問玉はく然らば汝は何を以て其赤き心を明さんとせ  
らるゝや須佐之男尊對曰はく請願くは姉尊と共に誓申さん必ず我  
心に於て最愛しつる物を捧げて赤心を明しまつらん姉尊も最愛し  
玉はる物を吾れに賜るべしと大神のり曰はくさらば汝尊の十握

の剣を吾に授けよかしと須佐之男尊其請に順ひ十握の劔を解て大  
神に捧げまつる大神其剣を取玉ひて打折て三段となし天の眞名  
井に投入玉ひたり須佐之男尊は大神に請玉ひて八坂瓊の五百筒の  
御統を授け玉へと云ふ大神は御躬親ら髻髮及び腕に纏せる玉を  
取て須佐之男尊に授け玉ふ須佐之男尊は其玉を受取て又天の眞名  
井に投入れ玉ひき故れ此天の眞名井の御誓約に御子を産み玉ふ神  
業は大祓祝辭を統御し居る天津金木の御傳授萬葉集筆執りの御傳  
授古今集三木三鳥の御傳授大御庭櫻の御傳授等を授り奉りて人  
の人たる德位を知る人にあらざる限りは天津御祖神の產靈の蘊奥  
をしらしめがたし此書は中等以下の初心生に示すを旨とするが故  
に茲に畧す天削神傳の奥儀を懇望の人々は儀式を履行して眞學に  
從事すべし

是に於て大神は弟尊の赤き心を知し召れしが故に暫しが間須佐之  
男尊を天津宮に滞在らせ玉ひたりき然るに健速須佐之男尊は其後

爲行甚だ無狀なし如何んとなれば 大神の御田なる天の狹田長田  
に行て春は重播種子とて猥りに種を降し玉ひ夏は其畔を毀ちて  
其畔を毀ちて水を洩し秋は天の班駒を放ちて御田の中には駒を伏し  
め又 大神が新嘗聽し召殿に尻を放ち玉ふされをも 大神は憤め  
玉はず常に平恕なる心を以て相容め玉ふ新嘗の殿を穢し玉ひたる  
を見そなはし。のり曰はく弟の尊は酒に酔て斯したりしならんと然  
るに須佐之男尊は 大神の寛徳に感化玉はず彌益に惡き事のみを  
働き玉ふ或時我

天照皇大神が神衣を織つ、齋服殿に居在を見て天の班駒を皮剥に  
はぎて殿の内に投入たり我 大神此業に聰明玉ひて梭を以て御身  
を傷玉ひたり 大神此の無狀なき行を見そなはし太く憤りを發じ  
玉ひ天の石窟とて。いと堅き御殿に入玉ひ磐戸とて強き戸を内より  
閉鎖玉ひて幽居ましたり我

天照皇大神が斯幽居玉ひたるが故に天津宮の政ごと何一として行  
はる、ことあく強き神は弱き神を斃し力ある神は力なき神を凌ぎ  
其現状天地の内常闇となりて昼夜の分ちもなうが如し是に於て八十萬の神等とて其時の人々天の安川の邊りに會合に集ひて神議に  
議り玉ひき其集りたる神の内に深く諜り遠く慮かるの神あり思兼  
の神と稱す其神當世の長鳴の鳥今之鶴を聚めて互に鳴しめ手力雄神  
をして磐戸の側らに立しめ中臣の連の遠つ祖天兒屋命忌部の遠つ  
祖太玉命をして天香山の五百箇御統を懸け中つ枝には八咫鏡を懸け下つ枝には青和幣白和幣を懸けたり猿女の君の達つ祖天鈿女命は手に茅纏の稍を持天の石窟戸の前に立て巧に俳優を佐つ亦天の香山の真坂樹を以て櫛となじ蘿の蔓を以て手拂となし火を焚て歡び笑ひ甚樂める神事をなしにき是時我

天照皇大神此事を聽し召され天の磐戸を細めに開て是を窺はし玉  
ひて曰はく吾此頃石窟に閉り居つるに如何にぞ天鈿女命斯樂みつ

るやと此時手力雄神、大神の御手を取まつりて引出し奉る是に於て中臣神忌部神。窟屋戸の前に繩を引廻し乃ち大神に請まつりて曰く復還幸玉ひそど然して後諸の神等罪を須佐之男尊に歸られ天津宮を神逐に降玉ひき健速須佐之男尊は八十萬の神等に逐れ玉ひたるを以て天津宮を出走りて下つ國に降り玉ひ往々出雲國簸の川か上に至りたりき此時尊は其心を改めさせられしが故に此邊にて八岐の大蛇を斬屠り一つの剣を得させられしかば其名を班雲劍と名け是を供神に命られて天津宮に贈り玉ひ我大神に獻まつりたり今かの草薙劍是なり尊は是より稻田姫を妻と定め共に出雲國の清の地に至らせられ乃ち語て云く吾心清潔しくなりぬと彼處に宮を建設せられ稻田姫と共に住はせられたり或時尊歌よみしてのり曰く八雲たつ。出雲八重垣。つまりに

### 八重垣。たつる。その八重垣を

此御歌は天津宮の祭事を國つ宮の政事に寫し顯し玉ふ形を示玉ふ。

八雲の八重垣に誠に深き謂ある事也そは天津金木萬葉集古今集櫻等深き御傳授を學び受け續ぎ奉りし上にて知り奉るべき事ぞ須佐之男尊の御裔に大名持神又の名は大國主の神を生玉へり今の出雲の大社の神是なり是於て天津宮はいと安らげく平らげくして諸諸の神業も日増夜増に整ひたりき又諸の神等も大神に仕へまつりて最忠やかに居し玉ひき又我

天照皇大神の御子正哉吾勝速日天忍穗耳尊は榜幡千々姫を娶りて天津彦彦火瓊杵尊を生玉へり我大神は此の皇孫の尊を最も最も愛しく思し玉ふが故に皇孫尊を立て葦原の中國日本國の古稱の主と爲しめんと欲し玉ふ然るに國の遠き處には蠅聲邪神有つる事を聽し召れつるが故に我大神は此邪神を平むけ皇孫の尊をして主となすべき事を八十萬の神を召し問ひ玉ひて。のり曰く吾葦原の中國の邪き者を撥平んと欲す誰を遣し宜らん希くは諸神等知る所を隠すこの勿れと愈云く天穗日命は誠とには神の傑たる者なり試み玉はざ

る可んやとは是に於て衆の言に順ふ即ち天穗日命を以て往て之を平  
げしむ然るに此神大國主神に依り媚て三年になるも尙復命申さ  
りき是に由て其子大背飯三熊大人又の名は武三熊の大人を遣はし  
玉へり是も亦其父穗日命に順ひて遂に復命中さじ是に於て大神  
更て諸神等を會へて遣はすべき者と問ひ玉ふ僉曰く天國玉の子天  
稚彦是ぞ壯士なり宜しく是を試み玉ふべし大神天稚彦に賜ふに  
天の鹿兒弓及び天の羽羽矢を以てし此神を遣はし玉へり然るに此  
神も亦忠誠ならず出雲國に至り顯國玉の女子下照姫を娶りて留り  
親ち言て云く吾も亦葦原中國を駆んど欲すとて遂に復命中さじ是  
に於て我天照皇大神久しく其復命中さざるを恵み玉ひ更に諸神等  
を會めて葦原中國に遣はすべきものを選び玉ふ僉曰く磐裂根裂神  
の子磐筒男磐筒女生所の子經津主神是良將なりと時に天の窟屋に  
住神稲威雄走神の子磐速日神磐速日神の子磐速日神の子  
武靈桃神あり此神進で曰さく豈唯經津主神のみ獨り大丈夫にして

吾大丈夫に非をせど其辭氣慷慨故に經津主神に配て葦原中國を平  
げしむ此二柱の神是に於て出雲國五十田狹の小汀に降る此處は則  
ち大國主の神の住はるゝ所なり二柱の神十握の劔を拔て地に倒ま  
に極て其處に跋々みて大國主神に問て曰く我  
天照皇大神皇孫の君をして天下を治し召しめんと欲す故に先吾等  
二柱の者を遣はして此國を駆除平定めしむ汝が意如何當に避まつ  
らんとするや否と時に大國主神對へて云く我子に問然る後に報命  
すべしと是時其子事代主神遊び行て三穗の磯に居釣魚を以て樂ど  
なし或は鳥を遊ばしむるを以て娛となせり大國主神熊野の諸手船  
を以て使者稻背脛なる者を載て事代主神の許に遣はし

天照皇大神の勅りを告しめ且其報命の辭を問せらる時に事代主神  
使に語て曰く今天つ神此僧問の勅あり吾父宜しく避まつるべし  
吾亦違ひまづらじとて直ちに船の櫂を踏みて遙玉へり使者既に還  
て此事を復命申したり故に大國主神は則ち其子の辭を以て二柱の

神に白して曰く我恠めし子だにも既に避去ぬ吾も亦常に避まつる  
べし吾如し防禦申さば國の内の諸神等も必ず同じく禦申さん今我  
避まつらば誰か敢て不順ぬ者あらんやと乃ち平國の時校所の廣矛  
を以て二柱の神に授けまつりて曰く吾此矛を以て此國を治め平ぐ  
る功となせり天孫此矛を用て國を治め玉はば必ず味く天下を平治  
玉ふべし今我百足らず八十隈の將軍と共に隠れ去べしと言訖りて  
隠れましましたり

嗚呼大國主神父子は我國太古に在て誠忠無二の神にてましまし  
たり宜なる哉我國列代の天皇陛下は深く出雲大社の神社を崇  
め玉ひ豐くも我伊勢の

神宮に並べて尊び玉ひしこと此時大國主神は山陰全道より北陸  
全道其他の國々を開き治め嚴然たる北地の君と仰がせられたり  
然るに一朝大神の使者至るに逢せらるゝや一箭を放たず一刀  
を振き北地全道を舉て皇孫に還し奉り其身を捨させられて二

心なきを證明し玉ひたり至忠至誠又加ふる者なし事代主神心に  
思せられしならん我身を捨すんば父の心を確ふすること能はざ  
るべしと驟然として海に入り玉へり大國主神思はせられしなら  
ん我身を捨せんば大神疑ひ玉ふならんと断乎として使者の目前  
に避け去り玉ひたり嗚呼我國の大義名分是に於て彰々乎たり宜  
なる哉我國の臣民今に至るも此大神の至誠至忠鴻仁大德を尊び  
國家擧て是を尊信するこど何の世にかは俗間大國主神の御傳を  
誤り稱して大國様と唱へ大黒天に混じ單に福利を與ふる神と假  
想し祭に至りたり思ふに中古の神職不肖の者あり佛者の流亞に  
倣ふて禍福の理由を架空に説出し終に神傳を毀損し奉りたるな  
らん

故に經津主武甕槌の二柱の神諸の不順ぬ神々を誅なひ盡し此國々  
を平げて天津宮に遷らせられ其趣を

天照大神に復命申し上て曰く豊葦原中國は皆已に平げ竟ぬと我

大神深く燒はせ玉ひ勅りして曰く然らば皇孫をして天下の事を治し召しむべしとて天津彦火瓊杵尊に賜ふに八坂瓊曲玉及び八咫鏡班雲劍三種の神寶を以てし玉ひたり又中臣の上祖天兒屋命忌部の上祖太玉命猿女の上祖天鈿女命鏡作の上祖石凝姥命玉作上祖玉胤命是に加ふるに經津主命武豐槌命七柱の神をして供神と定め玉ひ常に皇孫尊に侍らしめ皇孫尊に事へまつれと勅りし玉ひたり又

皇孫天津彦火瓊杵尊に勅らせてのり曰く豊葦原千五百秋の瑞穂の國名日本國の名なり大神の是是我子孫王たるべきの國なり汝皇孫就て治むべし行よ寶祚の隆なること當に當に天地と窮り無るべしと御手に八咫の鏡を持せられ皇孫に授け玉ひ之を祝てのり曰く此寶鏡を觀まさんこと當に吾を祝が如くし與に床を同ふし殿を共にし以て齋の鏡となせ又御田の稻の穂を探てのり曰く齋庭の穂となすべしとは是に於て我

天照皇大神の天業全く終り我  
皇孫天津彦火瓊杵尊我  
天照皇大神に代りて七柱の神を率ゐて天業を續まつり日夜御心を煩はし玉體を苦め玉ひて天下を治し召玉ひたり  
驚歎大いなる哉我大神の神威盛んなる哉大神の神徳彼の曠昧なる太古に當り人文未だ定らず天文未だ明かならざる時に當り人事凡百の事物を一定し玉ひ上は則ち我累代の  
天皇陛下が尊奉遵守し玉ふ所の  
神法神典を定めさせられ下は則ち吾人臣民が万代尊奉謹守すべ  
き  
神教を垂示し玉ひ衣食住の大事を訓導し玉ひたり我累代の  
天皇陛下が尊奉遵守し玉ふ  
神法神典とは何んぞ云く我  
天照皇大神が御躬親ら營み玉ひたる凡百の神業是なぞ我 大神

は元より神聖に渡らせ玉ひたるが故に一言一行悉く天理を窮め人道を盡し玉ひたり是を以て後質起ると雖も企て及ばず後聖出るを雖も非議し奉ること能はず獨り企て及ばず非議し奉ること能はざるのみならず凡百の事物悉く法を大神の定め玉ひし所に仰ぎ典を大神の定め玉ひし所ろに依ざるべからず其大綱の例を舉れば左の如し

① 大神御躬親ら御田を作らせ玉ひたり

② 大神御躬親ら臣神を率ゐさせられ藏を養ひ糸を探り衣服を造らせ玉ひたり

③ 大神御躬親ら臣神を率ゐさせられ家屋の制を定め建築の事を教へ玉ひたり

④ 大神御躬親ら亞孝の遺を靈させ玉ひ親ら

⑤ 天津御祖神に事へて忘らせ玉はす彼の新嘗の務め則ち是なり

⑥ 大神御躬親ら至愛の情を盡させ玉へり彼の健速須佐之男尊を愛し玉ひし事足なり

⑦ 大神御躬親ら國家經營の大業に當らせ玉ひ一も其遠策あらせられず彼の經津主命武靈總命を出雲の國に遣はし玉ひ大國主命をして位を避國土を奉遷せしめ玉ひたり

⑧ 大神御躬親ら群神中に於て誠忠大節武德兼備の臣神七柱を拔擢し玉ひ

皇孫に賜ひて奉仕せしめ玉ひたり

⑨ 大神御躬親ら皇孫尊の神配なるを知し召れ此の國土をして皇孫に賜はせられ是に加ふるに齋庭の穗を以てし玉ひたり

⑩ 大神御躬親ら寶器則ち三種の神器を定めさせられ是を皇孫尊に賜はせられ是に加ふるに齋庭の穗を以てし玉ひたり  
三吉以て饒萬斯年の後世を貫き玉ひたり

「大神御躬親ら縁縉の艱難を知し召れ以て後世に訓示し玉ひたるが故に我累代の天皇陛下は此神法に基き路なきに路を通じ橋なきに橋を架し荆棘を拂ひ原野を疊き池塘を穿ち溜池を築き専ら民生住むべきの國務に當り玉へり。崇神天皇乙酉二年七月詔して依網池苑坂池反折池を作り河内の狭山埴田の田に注げり。垂仁天皇二十七年河内高石池茅渟池を作らせらる同三十五年皇子五十瓊敷の命に命じて屯倉を來目村に置せらる冬十月大和の狭城池迹見池を作らしむ是歲諸國に令して池溝を開かしむること凡そ八百以て農事を勸む。應神天皇十一年十月剣池輕池鹿垣池底坂池を作り仁德天皇四年百姓の貧きを憐み玉ひ詔して曰く自今後三載恐らく課役を除き百姓の苦を思へと同十四年十一月橋を猪間津に造らせらる又大溝を感玖に穿ち石河の水を引上鉢鹿下鉢鹿上豊浦下豊浦の郊原に溉ぎ四萬餘頃を墾田し玉へり其他天智天皇は秋の田の苅穂の庵を視そなはして御衣を漏し玉ひ一條天皇は寒夜に民の疾苦を思し召されて御衣を脱せられ玉ふ斯の如きこと枚舉に遑まわらず是皆我列代の天皇陛下が深く我大神の神法を遵守し玉ふの致す所ならん。

大神御躬親ら家屋建築の事に御心を苦しめ玉ひ質素質朴の龜鑑を示し玉ひたるが故に我列代の天皇は其神法を尊奉服膺履行遵守し玉はせられ宮殿飾らず皇城質朴行く所の山川を以て皇城となし至る所に行宮を設けさせられたり古人の所謂天子は家なし天下を以て家とすとは誠とに我列代天皇の謂なり近世となるに及んでも則ち然り我西京の皇宮を見て此理を知るべし西

京の 皇宮は 池溝を 設け 玉はす 石壘を 築き 玉はす 平地に 億かの  
堺を 設けて 民家と 其區域を 異に せしのみ 而して 宮殿塗す 殿柱金  
せず 只に 白木を 以て 清淨を 主とするのみ 斯の 如きの 理由なるが  
故に 我

今上天皇陛下が 今 の 皇宮を 経営し 玉ふ時に當らせらるゝも 數々  
勅諭を 下し 玉ひて 賢素に すべきの 内命わらせられたり  
我列代の 天皇の 德行以て 城壁とし 玉ひ仁心以て 三軍とし 玉ひ  
たるなり 故に 我日本國の 山嶽丘嶺は 悉く 是皇居の 城壁なり 四方  
の大海は 悉く 是皇居の 池溝なり 鳴呼 穎き哉  
斯の 如きの 理由なるを 以て 我日本國列代の  
天皇陛下は 尺寸の 邦土も 失ひ 玉はモ一撮の 地土も 扱しめ玉はモ我  
天照皇大神の 皇孫に 授け玉ひし 邦土は 即現今の 邦土なり 我  
天照皇大神の 皇孫に 授け玉ひし  
寶祚は 即

今上天皇陛下の 寶祚なり 宇内廣く 各國多しと 雖も 我國の 如き  
邦土はあらず 我國の 如き

寶祚はあらざるなり  
大神御躬親ら至孝の心を以て

天祖並に 父母の大神則ち 伊邪那岐 伊邪那美二柱の神に 事へさせ  
られ玉ひたるを以て 我列代の

天皇陛下は 此大典を 遵奉履行し 玉はせられ 累代孝道を 以て 教典  
とし玉ひ一も此の大典に 背かせ玉ふの 天皇なし

神武天皇紀元四年二月二十三日甲申

天皇大神を 祭るの 勅りに 日く 今諸虜既に 平らぎ 海内無事たり以  
て 天地を 鄕し 大孝を 申ふべし云々 綏靖天皇は 資性純孝神武天  
皇の崩じ玉ふや 悲慕已むことなし 云々 孝照 孝安 孝靈 孝元の四天  
皇は 各々 孝道を 盡させられ一に 神武天皇の大訓に 順はせられ  
玉へり

崇神天皇資性聰敏幼にして雄畧あり壯んなるに及んで寛博謹慎  
神祇を崇重す神祇を崇重するは大孝を重ねる所以なり十年秋  
七月二十四日詔して曰く民を導くの本は教化に有云々。垂仁天  
皇二十五年二月八日詔して曰く吾先皇神祇を禮祭し已に克躬を  
勤む日懷一日是を以て人民富足天下太平たり今朕か世に當り神  
廟を祭祀すること豈怠ること有んやと三月十日丙申倭姫をして  
豐鎌入姫に代らしめ。天照大神に齋奉らしむ倭姫。天照大神を  
奉じて伊勢に至り大宮を五十鈴川下に建させられたり。  
應神天皇至孝恭順たり克神功后宮に事て怠らせ玉はず。仁德天  
皇資性純孝たり應神天皇の遺詔を重んせられ。天位を受させら  
れざること三年其弟菟道稚郎確く譲りて聽せられず遂に自盡し  
玉ひたるを以て止むなく帝位に即せらる。嗚呼我國天皇の孝  
道茲に至りて極れど其勢日月を貫き天地を震動せしむるが如し  
予宇内各國の歴史を閲するに兄弟國を争ひ父子位を争ふの事史

上筆を絶ず甚しきに至つては子として父を弑する者あり弟とし  
て兄を殺せる者あり彼の羅馬太古の史上悉く然り支那國春秋戰  
國より元より然り然るに我が國此美事わり我國當年の美事を  
學びて彼の醜態無状の現場に感ふる時は殆んを天地を異にし人獸  
の社會を同ふせざるか如し。

天皇天壇無窮の  
天皇天壇故ならんや是皆我

天皇陛下は必ず孝經を以て讀書の始とし玉ひたり。  
大神御躬親ら至愛の情を以て彼の健速須佐之男命の如き猛烈悍  
勇なる弟神を感化し玉ひ通鑑を出し玉ひたるが故に我列代の  
天皇陛下も此の事を遵奉し玉ひ皇弟皇妹を愛重せられたるが故

に兄弟の間列代至親の情義を醸成せられ彼の他外國の如き不<sup>幸</sup><sub>幸</sub>の沿革を見られし事なし又我國の皇子皇孫皇弟皇妹の如きは健速須佐之男命の如き猛勇絕倫の神すら遂に皇位の犯すべからざるを悟らせられ悦服恭順して彼の斑雲の寶跡を我

天照皇大神に獻上し子孫を戒めて  
皇孫に抗<sup>お</sup>せしめざりしを追感し決して非望の心を抱きし者なし  
神武天皇の皇兄五瀬の命は流矢に中りて薨去せられ稻飯命三毛入野命は憤懣海に入て薨せられたり其身皇兄たりと雖も天位の以て尊重せずんばあるべからざる理由を明らかにし玉ひたるが故に矢石を犯し賊軍に當り死を以て

神武天皇に奉仕し玉ひたるなり此他累代の皇弟若くは皇兄たる者謹慎恭順して大義の存する所を守らせられ内に在つては以て當時の天皇を補佐し奉り出でては以て國造或は縣主となり専ら本を開きし者或は路なきに路を通じ橋なきに橋を架し池溝を築き溝渠を設くる者あり

朝政凡百の責任を盡し玉ひたり或は文學を務めて教育の大任に當れる者あり或は武技を學んで亂賊を平げ國家を鎮定せらるゝ者あり或は山川を跋渉して國土を開拓し農桑を勵めて富強の基<sup>ほん</sup>本を開きし者或は路なきに路を通じ橋なきに橋を架し池溝を築き溝渠を設くる者あり

神武天皇東征の當日より文武天皇の終りに至る迄其年度千三百七十餘年間國家の大任に當り國家の福利を計畫し以て當時の天皇陛下を補佐し其躬を戰陣白骨の間に晒し其躬を邊境芥野に埋めし者悉く是皇子皇弟並に親王諸王なり嗚呼我天照皇大神の神典尊き哉

「大神御躬<sup>お</sup>親ら國家經營の大業に當らせ玉ひたるが故に我列代の天皇陛下は政兵の權を掌握し玉ひ親ら其大任に當らせられ苟も以て臣下に委ね玉はせ

神武天皇東征の時に當り親ら三軍を率ゐて日向の帝都を發し玉

ひ皇子皇兄に命じて將軍たらじめ進んで浪速に至り轉じて大和に入る親ら矢石を犯し萬軍に當り玉ひ親ら有効を賞し親ら有罪を罰し降服を納貳心を責むり臣下に委ることなし中國既に定るに至るや親ら地形の如何んを視察し玉ひ大和國畠傍山の東南櫛原に帝室を經始せらる可美眞平命道臣命をして禁軍の警衛を掌らしめ又同命及び天日力奇日方命を以て政大夫となし珍彦を以て大和の國造となし天種子命天富命をして左右に侍つて政事を執しむるが如き主として親裁親斷にあらざるはなし

斯の如きの理由なるを以て列聖相續神孫相代り以て治國の天職を盡させらる就中其最も盛んなる者は景行天皇なり天皇親から國家を經營し四方を鎮定せらるゝが爲めに國家を巡狩せらる西は日向に至り東は關東安房に至る南は紀伊に入り北は美濃に入り東巡西狩し玉ひつゝ安居し玉はせられず外に居玉ふこと前後十年大臣武内宿禰に命じて東奥及び蝦夷地に遣はされ諸國

の地形民風を觀察せしゆ皇子日本武尊に命じて東奥蝦夷地を鎮定せしゆ爾らる實に盛んなりと稱すべし。仲哀天皇は親ら熊襲を征じ玉ひ賊矢を侵じて崩御曰玉へり。神功后宮神武絶倫深く先帝の本幸を悲ませらるゝ然志を決じて三韓を親征せらる神后將に三韓を征じ玉試ん逐するや群臣に職して。のり曰はく吾は婦女は忠告不肖だが當に假に男子に狀り以て雄畧を賣けん上は則ち神祇は倚り下は則ち群臣に頼り兵甲を振て敵浪を渡り船艦を整へ。勿有罪を繕せられ玉ひ寬嚴並び行はせられて三韓を制御し玉ひ備教し學を興じて大に國家の政務を振張し玉ひたり仁德天皇至仁至孝の志を以て帝位に即せられ玉ひ親ら玉體を責させられ親も心懃を蓄め玉ひ民を視こと傷むが如く國を重せらるゝ

乙ど珠玉の如く親ら儂じて民を愛し親ら損して國を益す天皇。のみ曰く君たる者百姓を以て本と爲す百姓貧しければ朕貧し百姓富ば朕富むなク未だ百姓富で君貧しき者わらじと断じて三歳の間課役を除き玉へり是に於て御衣鞋履敝れ盡されば更め作らず温飯煙薬懲諭せされば是を易玉はず宮垣頽るも造らせられ必ず字壇る、も甚せられず人民是を聞て感激に堪す人民之を見て恐懼に堪ず各自進んで朝貢を献じ男女相助けて宮室を經營し奉るに至りたり是を以て五穀豐饒百姓殷富人々徳を詠必るの聲あり家々康哉の歌あるに至り路に捨たると拾はず夜は戸を鎖ぞして寝ね二十餘年刑なきに至りたりと云ふ嗚呼我國の幸福是に至りて極まれりと今之所謂最大幸福とは是を之謂上なり我天照皇大神の神典神法是に至りて一大自然の光彩を放ち國家の隆盛又加ふるなし。履仲反正允恭安康の四天皇各々盛德を以て天位に昇らせ玉ひ各朝應神仁德兩朝の典憲を確守し玉ひたり然

るに安康天皇不幸にして眉輪の逆手に罹らせられ玉ひ是より國雲天闇を覆ひ朝遷稍弛まんとする者の如し。角刺の宮の女玉天位に即せ玉はざるに依て纏主なく顯宗仁賢の二皇子を遙遠遙振はざるに至りたり是より武烈纏體安閑宣化の四朝を過ぎ。欽明天皇に至る天皇の十三年百濟王釋迦佛の金像及び經論幡蓋等の物を獻す天皇賢明是を信せず佛像を難波の堺江に投じ玉ひたり。欽明天皇も亦賢明聽達佛法を信じ玉はず蘇我馬子に深く之を信す。用明天皇に至り馬子鞠かに政權を狼狽にせんと欲す。大連物部守屋之を愛ふ馬子佛法の故を以て皇子豐聰の宮と深く交はり遙に守屋を兵を拂ふ守屋利あらずして之に死す是を我國開闢以來的一大事變となす何んとなれば政權下つて馬子の掌中に歸し。天皇虛位を守り玉ひが如きの弊並に始まればなり。

馬子大逆、崇峻天皇を弑し奉り遂に遁んで大逆無道を圖り恐れ  
多々嘗て謀叛の一大事と爲るが故に馬子の死後は御子の天皇の  
神祇の神統を我家に移し己れ親ら天位を以て昇らるを欲するに至る故に馬子の死するや其子蝦夷を以  
て天位とす大臣とおもす推古天皇佛説に惑溺せ玉ひ馬子の奸佞甘言皇子既  
戸聖源太の説を信じ玉ひて請ひし生八幡神社の御子の天位は昇らざられ顯然在世の御子の天位を以て天  
武天皇聖天大神の神法神典に反か逆られ國家の萬機を擧て逆臣蝦夷  
に委城玉へり嗚呼茲に至つて天地朦朧日月晦暝又如何共する  
を懲がれ由りだかに蘇明天皇の時に當り馬子の孫入鹿益々逆  
を逞せじやむ一舉じて其父祖の惡謀を果させとする者の如し  
原鏡足、原綱、原慨、慨憤々皇子中大兄君からを合せ終に逆賊入鹿を誅  
めじ蘇我三代の禍害を掃蕩せたり茲に於て皇子中大兄藤原鏡足  
孝德、齊明二朝を補佐し奉り百害を除き千弊を矯め大に國家の

## 中興を圖れり

天智天皇位に即せらるに及び百邪千害悉く退き國家の萬機整  
然として振ひ國家中興の業全く備はる然りと雖も佛法深宮を惑  
はし、天皇天位に飽の弊に至りては彌益甚だしきに至りたり  
孝謙天皇佛法に惑溺し妖僧道鏡を鍾愛して大事を誤れり此の時  
に當り和氣清麻呂の誠忠大節なかりせば

## 天位を廢かしめ

神器を穢し奉るも未だ知べからざりき清和天皇敏明の實を以て  
凡百の弊政を改更し玉ひたりしにも關らず過て  
神典に違せられ壯歲政務に倦みて隱遁避世の佛説に迷せられ終  
に天位を幼冲の皇子に傳へ玉ひて遁世せられたり實に天皇終世の大過と謂ふべし是に由て隱遁避世の佛説宮中に横行し代々幼冲の皇子に位を譲らせられ壯歲佛門に歸して大政に關り玉はず是

を以て外戚藤原氏の専權横恣を惹起し次て源氏將帥の跋扈を醸成し轉じて平氏の横逆あるに至り又轉じて大權東遷して再び恢復すること能はざるに陥りたり嗚呼神法神典の尊きこと斯の如し是に順へば帝室盛んに國家豊かなり是に違へば帝室衰へ國家亂る、也恐るべきの甚だしき者たり

今茲に讀者の参考の爲に我國神算大神秘御傳授の次第復前後天皇の即位並に在位の年月を掲ん

天照大御神	神算七百五十年
	神算三百七十五年
	神算五百八十年
	神算三百五十四年

### 以上地神五代

○をかたまの木

○みよしの吉野の瀧にうかびいづるわはをか 紀とものり

玉のきゆど見つらむ

○かはなくさ

うつつにだるもわかぬ心を

○さかりこけ・

○花の色はたゞさかり濃けれども。かやしくぞ露はそめける

わが門にいなほはせ鳥の鳴くなべに。朝ふく風に。は來にけり

○わが見ても久しく成りぬ住吉の。

岸のひめ松。幾代經ぬらむ。

○橘は實さへ花さへ其葉さへ。

延喜天皇

としふる

人かやぶ

○ 皇の御代養むむと東嘗る。  
枝に霜れけど。や常臨の木

みちのく山に金花喫く。

此御歌の如き。尙く深く。靈妙き神の道。皇國の大儀式を讀み收め奉りて。代々の歌典の内に。秘藏しつつ。尙く深き御傳授を以て。皇國の眞を。親く傳へ玉へる事は。代々の大内の大儀式にして。近ごろは。其職。其家の八ならでは。知る無きに至りたり。今此種々の御傳授を明に受け得奉りて。皇國の眞の極乎たる。極典の眞味を。明らかに受けるべき者也。此誠を。伺ひ知り奉れば。中ごろのみだれは。おのづから知り得らるる也。

上の件の神秘の御歌の御傳授は。代々の天皇陛下は必ず必ず深く齋戒し玉ひて伊勢加茂八幡を始め諸の大神に御祈りを掛けさせられ玉ひて其職々の家の八を以ちて御傳授を受けさせられ玉へる宮中の大儀式也。

神武天皇	五十六歳即位	在位七十六年
絶靖天皇	五十二歳即位	在位八十四年
安寧天皇	十九歳即位	在位三十八年
懿德天皇	十四歳即位	在位七十七年
孝照天皇	三十二歳即位	在位八十三年
孝安天皇	三十六歳即位	在位一百二年
孝元天皇	五十二歳即位	在位五十七年
開化天皇	六十歳即位	在位一百六十年
景行天皇	五十五歳即位	在位六十年
垂仁天皇	四十二歳即位	在位九十九年
崇神天皇	八十四歳即位	在位六十八年
成務天皇	四十九歳即位	在位六十年
仲哀天皇	四十四歳即位	在位九年

應神天皇

五帝位 拾五拾七年

仁德天皇

四十二歲即位

在位百十一年

以上上古十五代

在位八十七年

清和天皇

九歲即位 在位十七年

陽成天皇

十歲即位 在位八年

醍醐天皇

十三歲即位 在位三十三年

朱雀天皇

八歲即位 在位二十五年

圓融天皇

一歲即位 在位二十七年

一條天皇

後一條天皇 在位二十七年

堀川天皇

七歲即位 在位二十六年

鳥羽天皇

九歲即位 在位二十二年

崇德天皇

五歲即位 在位二十七年

近衛天皇

三歲即位 在位十八年

六條天皇

二歲即位 在位三年

高倉天皇

八歲即位 在位十二年

安德天皇

二歲即位 在位四年

後鳥羽天皇

五歲即位 在位十四年

以上中古十五代嗚呼我國中古の事見るべき者なし斯の如きの沿革なりしが故に朝廷の徵弱恠しむに足らざ國家の衰頽元より然り古人云々天運巡遷して往て廻らざることなしと誠に然り我今上天皇陛下維文維武斷じて千古の積弊を一洗し御躬親ら三軍を帥ひて四方を鎮靜し親ら四方を巡狩せられて國土民風を觀察し玉ひ枝節を海外に徵し使臣を列國に遣はし廣く宇内の善美を探り普く各國の典憲を講究せられ神法に遵由し

神典に基き大憲を定め公議を盡し玉ひ雄心豪歩して以て國家の中興を圖り玉へり茲に至つて我

## 天朝三種之神器彌母く

神法神典内外を照臨し玉ふ

大神御躬親ら群神中に於て誠忠大節武德兼備の臣神七柱を拔擢し玉ひたるが故に賢才登用の道全く開けたり

神武天皇彦彦根津彦等を鄙夫より採用し當て道臣命を擧て大政に參判せしむ爾來列聖斯の如し苟も此の

神法に反くに至れば朝廷忽ち衰微を來し帝室頽敗爲ことなきに至る用明天皇の時に當り皇子豊聰

神法に背反し崇峻天皇も亦

神法に背かせられたるを以て忽ち蘇我三代の惡逆暴道あるに至る其後藤原氏大政を私しするに及び要職其家に在て其人にあるず茲に於て賢才登用の道全く吐絶し武士天下に横行し朝政彌々弛廢するに至れり保元平治の亂元より怪むに足らず養和壽永の争鬪源因する所彰々乎たり是に由て建武延元の頃に當りては積

弊凝て解こと能はず恐習染て洗ふこと能はず後醍醐天皇の英

武なるも護良親王の神武絶倫なるも補正成の純忠至絶の名將あるも新田義貞の誠忠大節の瓦將あるも賊矢を拂ふて國家を清むること能はず賊黃を梶じて四海を安んずること能はず千古の恨を呑み萬世の長涙に咽び空しく忠屍節骨を擧て天日に晒せしのみ。下りて應仁文明の亂に至りては天地曠曠日月晦暝又何とか言はん嗚呼

神法違背の禍害斯の如く其甚なし

神典背反の罪斯の如く其恐るべし我

今上天皇陛下神武不殺蚤に中古以來の横弊を掃除し玉ひ賢才を

登用し愚魯を廢黜し謹慎以て

神法神典を遵守し玉ひ以て現今の隆盛あるを致せり

大神御躬親ら皇孫尊の神聖なるを知し召れ此國土をして

孫に賜はせられ

神器を擧て。皇孫に授け玉ひたるが故に我累代の天皇陛下は此の

神典を遵奉し玉ひたり我國神器授受の法たるや賢明を撰みで長庶を論じ賜はず左に其證を擧て之を示さん

神武天皇は鷦鷯草葛不合尊の第四の皇子たり  
絶靖天皇は神武天皇の第五の皇子

懿德天皇は安寧天皇の第二の皇子  
孝安天皇は孝照天皇の第二の皇子

崇神天皇は開化天皇の第三の皇子  
垂仁天皇は崇神天皇の第四の皇子

景行天皇は垂仁天皇の第五の皇子  
成務天皇は景行天皇の第四の皇子

仲哀天皇は日本武尊の第二の王子

### 應神天皇は仲哀天皇の第四の皇子 仁德天皇は應神天皇の第四の皇子

仁德天皇の時に當り堯道稚郎子深く長庶兄弟の秩序を守らせられ親ら死を誓て位を天皇に譲らせられ玉ひたるが故に爾來大に兄弟の秩序を論するに至れり其後顯宗仁賢の二天皇も亦長庶を論じ玉へり然れども顯宗天皇は皇兄の固辭棄べからざりしを以て兄に先んじて帝位に即せらる其後推古天皇皇女を以て大統を繼せられ皇女、皇位を繼ぐの例を出せり下つて持統天皇に至り又元明元正の二朝に及ぶ聖武天皇位を皇太女に譲る是を孝謙天皇と稱す天皇内廷治らず妖僧道鏡を愛して國家の大事を惹起さる茲を以て天皇の位を去るに及ぶや、皇女にして大統を繼嗣せらる、法規を廢棄し又長庶兄弟の秩序をも規定せられたる大神御躬親ら寶器則ち三種の神器を定めさせらる是を皇孫尊に賜はらせられ是に加ふるに齋庭の穗を以てし。

玉ひたるが故に我列代の

天皇陛下是を謹奉恭守し玉ひ

天位授受の

神寶となし毫も此の

神典神勅に達はせら御子聖子相嗣

神孫相受以て

今上天皇陛下に至りたり其

神寶は

八坂瓊の曲玉

八咫の鏡

班雲の劍一名草薙の劍是なる

此三種の神器は目今現在靈々薦々神々昭々として現存照臨し玉  
ひ其神靈は現在八咫を產靈治ゆ玉ひ其八咫の鏡は現在至大天球  
之中を照り而して世の物事を明に寫し留め玉ひ其草薙の劍は

嚴極乎として世の善惡邪正を明に切り分け定め玉ふ矣  
天照皇大神御手に寶鏡を執り祝して曰く吾兒之を視まんこと  
猶吾を見るがことくせよと

聖子神孫寶鏡を仰て影を其中に見る見る所の者は即ち

大神の遺體にして(遺體とは)大神恒に此鏡を愛し玉ひて御躬  
を寫し視そなはせしが故に其鏡には吾躬の眞を遺し置玉ふとの  
意なり視ること猶  
大神を視るが如し是に於て遠と追孝を申ね身を敬し徳を行ふ故  
に孝道立ざれば國君たること能はぞ蓋し徳明威孝の四つの者を  
具備して以て億兆に臨むべし以て天下を治むべし夫れ斯の如く  
ならば

寶祚の隆盛天壤と窮極なかるべじと嗚呼深い哉

神勅天子の徳何を以て之に尙ん是を以て我列代の

天皇陛下は深く此

五十

神寶神勅を重んせられ諸嗣の皇子は賢明を撰んで長庶と論せず  
(前章詳述したるが如し)故れかくの如き神稜威靈嚴なる事一切世  
界の動植までが皆悉く歸順し奉り居る至眞道理の神典の靈璽な  
るが故に此三種の神器を恭敬肅禮眞信する者は至尊天皇陛下  
の御德澤を蒙り奉り天津神。國津神の御惠愛を蒙る故に身安く命  
長く子子孫孫富み榮へて奥寶恒幸福を得る事疑ひ無き也矣。若し  
是に反して此靈神器に向ひ奉りて不敬。虛禮。輕粗の心を起し奉る  
時は正に其應分の祟を蒙り奉る也矣。況や野心を挿し挾み或は逆  
心を挿挾むに於ては忽ち吐血發狂終に命期を促盡し其子孫一類  
をも滅盡するに至るべし。世に意を注ぎて見張り居れ必ず必ず至  
誠感伏する事あるを嗚呼

神寶の授受を以て天位授受の正式と定めさせられ如何なる場合  
と雖も此の大典を破らせられず請ふ其大畧を述ん六條天皇は

年二歳にして即位在位僅かに三年萬機平清盛の左右する所とな  
り後白川上皇の裁決し玉ふ所たり然りと雖も正禮に依て即位の  
大式を行はせられ

神寶を擧て天皇に加へ玉ひたるが故を以て

正統の君主となす。安徳天皇も則ち然り天皇三歳にして即位せ  
らる蓋し平清盛の擁立する所たり然りと雖も正式正禮に依り  
神寶を擧て天皇に加へ奉りたるが故に正統の君主たり天皇曾て  
平氏に奉せられて西海に幸せらる、や京師空然君主なきに至れ  
り後白川法皇高倉天皇の第四子尊成親王を立つ是を後鳥羽天  
皇となす天皇時に年僅かに四歳たり而して其血統を論する時  
は堂々たる聖子神孫にして高倉天皇の皇子たり然りと雖も正  
禮正式に依て登極の

神寶を受けさせられざりしが故に未だ以て正統の君主たる事を  
得ず文治元年三月二十四日 安徳天皇長門國壇浦の海に崩じ玉

## ふ源義經

神器を奉じて京師に歸る是に於て後鳥羽天皇始めて我正統の君主たる事を得玉ひたり下つて南北兩朝の時に至るも亦然り北朝光嚴皇子は後伏見天皇第一の皇子たり故に其皇統を論する時は堂々たる聖子神孫たりしが故に祚を履み統を嗣元より嫌なし然りと雖も神器南遷して北庭にあら毛殊に皇子は賊臣足利尊氏の推立する所にして私しに神器を摸造し神勅に背反す是を以て我國正統の君主たることを得ず其代を數ふれば前後六代其年を閱すれば前後六十四年決して僅小の日月と謂ふべから毛此間善政美事なきに非也賢明の主なきにあらず然りと雖も神器を受けさせられず

神勅を遵奉するに至り玉はず如何ぞ

正統の君主と謂ふを得ん

後龜山天皇弘和九年十月足利義滿其臣大内義弘六角満高に命じ南廷に来て和議を請はしむ天皇詔して之を許す天皇腰輿に駕し吉野の行宮を發し玉ふ關白以下皆從ふ群臣多くは戎衣す是月二日車駕京師に至り嵯峨の大覺寺に入玉ひ儀衛具さに備はる北朝後小松帝及び義滿是を見て以て來降の禮に非ずと爲し使者を來らしめ其不法を詰問す天皇使者を引見し大に震怒せられ叱してのり曰朕親しく

三種神器を奉す位號の繫る所甚だ重し其理當に乃の君を以て子と爲し宜らく

神器を傳ふべし何んぞ来て嘵々たるやと使者恐れ去る是に於て和議殆んど破れ都下騒動す六角満高北帝を諛て曰く天皇の詔

神器未だ歸らす則ち南朝 天皇は眞の天子なり 命に逆ふべからずと滿高遂に行宮に行て和を定む五日

## 天皇親ら

三神器を北帝に傳へ玉ひたり是を南北兩朝統一の實歴史となす嗚呼尊き哉神寶神勅國家如何なる事變あるも朝廷如何なる場合あるも我

神寶は以て動すべからず我

神勅は以て亂るべからず日月と光を爭ひ天地と悠久を共にし以て

今上天皇陛下に達しつつ猶永世無窮を期し玉ひたり世界廣く萬國多しと雖も斯る尊き事例ありや否や謹んで神寶至尊の理由を述文

寶祚萬歳萬々歳

畏くも神器の由來歴々昭々乎として

天照皇大神より傳はり玉ひたる

神寶は天孫彦火々出見尊より累代奉授して崇神天皇に至る

其理由は

神勅に依遡して則ち

神寶を仰ぎ以て

天照皇大神の神靈と定め奉り代々宮中に

奉安して奉事し玉ひたり崇神天皇六年百姓流離或は背叛する者あり天皇深く憂惱し玉ひ親ら罪を神祇に請せらる此に至り

神靈を瀆し奉らん事を恐れ皇女豊鍬入姫に命じて

神鏡靈劔を大和國笠縄の邑に遷して是を奉祭したり此時天皇其鏡劔に摸して新たに鏡劔を造り玉ひ是を宮中に

奉安し以て護身の御靈となし玉ふ其後垂仁天皇二十五年三月十日天皇倭姫をして豊鍬入姫に代らしめ

天照皇大神に奉齋せしめ玉ふ

天照皇大神を奉じて伊勢に至り齋宮を五十鈴川の上に建て奉齋し玉へり即ち今の神宮是なり其後景行天皇の四十年東奥亂るるに當り天皇日本武尊に命じて是を征討せしめ玉ふ日本武尊命を奉じて帝都を發し路を枉げて伊勢に至り以て神宮に參謁し賊徒追討の成功を祐らせらる又倭姫に面し告て曰く今勅りを奉じて東征し以諸の反者を誅せんとす故に來て辭別すと姫命

神劍を取り授けて曰く慎み忘ること勿れとは全く天皇の内諭に出しならん日本武尊

神劍を奉じて出玉ふ其より尾張國に至り國造建稻利命の家に入らせられ進んで駿河國に至る土賊陽はに歸順の狀を表し尊に告て云く野に麋鹿多し狩し玉は、大に獲べしと尊其言を信じ遂に野に獵せらる然るに賊徒風に乗じて火を縱ち以て尊を失なひ奉

らんと欲す。尊此狀を見玉ひ始めて歎かる、を知し召し燧を饋て火を取り逆へ焼て賊を攻め

神劍を抽て荆棘を拂はせらる是に由て免がらせられ玉へり是より

神劍の御名を更めて草薙の剣と稱せらる日本武尊是より東北に進ませられ蝦夷に至り賊を討せらる至る所功を奏せられ凱旋し玉はんとす歸路上野武藏を順へ信濃に入り轉じて甲斐に入らせられ又西して信濃に入り(今の上下伊那郡を經させらる)美濃に出づ時に吉備武彦越後より歸り日本武尊に會合す其より尾張に到らせられ再び建稻利命の家に入せらる稻利命の妹宮賀媛なる者あり尊深く是を愛し玉ひ淹留月を越ゆ是より前近江國膳吹山に賊あり多く人を憚ます尊是を討んど欲し玉ひ單身膳吹山に赴せらる此時神劍を稻利命の家に遣し置宮賀媛をして奉事せしむ尊思し召れしならん膳吹の賊懼る、に足す。何んぞ

神劍の威を假に足らんと然るに不幸日本武尊膳吹に入て病を發せられ昏迷して醉るが如し山を下り清泉を酌みて是を飲む始めて醒るが如し(今の不破郡玉村の清泉是なり)是より始めて身に痛所あることを覺らせらる歎じてのり曰く我常に思ひらく天も猶翔るべしと今歩むを得ずと則ち杖に倚て漸く進せられ再び尾張に還らせらる然れども宮賣媛の家に入せられず又伊勢に移り尾津に到らせらる初め尊の東行せらるゝや尾津濱に到りて食せらる時に其御歌にのり曰はく

尾張に只に向へる小津の崎なる一ツ松吾兄を人ならば綢著せましを太刀帶けましを一ツ松吾兄を  
一劍を松下に遺す今是を撿せらるゝに猶存す尊歌を作り松を賞す徐々進んで能褒野に到る尊の疾益々甚だし是に由て伴にする所るの蝦夷を  
大神宮に獻ヒ吉備武彦を遣はして

景行天皇に奏して曰く

臣受命天朝遠征東夷幸被神恩賴威叛逆伏誅冀卷甲戢戈凱歌奏

と越天命忽至獨臥曠野臣不敢自惜唯恨不能一觀耳。

疾の革まる時歌を作りてのり曰はく

乙女の許べに我置し劍の太刀。其太刀はや

と其御心ろは宮賣媛の許に置し玉ひし者なり  
宮賣媛

神劍に奉事して怠ることなし其後仲哀天皇の元年宮賣媛に勅して齋宮を熟田に造らしめ今之知多郡氷上社より遷し奉る今之熟田の

皇大神宮是なり

かくて日本武尊は伊勢野保野に至り玉ひて終に薨し玉へり御墓は御贊川の上り名越の里に在り此尊の御墓は諸親王の御墓の例

と異なりて

天皇の御陵に亞ざて厚く祭り玉ひ名越の大祓もあり荷前<sup>の</sup>の御使  
もありたる故に今も其所を名越と云ふ

### 神宮參拜の心得

かけまくも綾に畏き伊勢の神宮に參り奉る人々は必ず先づ此宮居の事實を明に聞き知りて精神を嚴肅にし身を慎み謹みて齋戒沐浴して天津誠の自然の心を顯して拜み奉るべし假初にも私存私欲の心を起すべからず然る時は必也

大御神の恩願<sup>を</sup>蒙りて大智識が照り徹りて物事に就て其至當の理を見る事銳敏<sup>くな</sup>り爲に富貴福融にして身安く心平らかに定まりて壽命長く親族家族和睦て誠の樂みを受け得る也故れ御代々の天皇陛下は日夜絶間無く 大御心<sup>を</sup>此

大神に打ち凭らしもたれせり付き賴寄すがり居玉ふ事誠に類無く

束の間も忘れ玉はす大神心の内に祭りましますが故に事ある時は必ず

神慮を窺ひ奉り神勅を請ひ奉りて其神慮神勅の儘に執り行はせ玉ふ也是を以て諸の詔勅にも御祖宗の誠を受け繼がせ玉ふ事を宣り玉ふ殊に明治二十七年十二月第八議會開院式の當日貴衆兩院に賜はりたる 敕諭にも朕は祖宗の威烈により云云の 敦語あり是誠に大神を尊崇し玉ふ所以也蓋し我が

至尊天皇陛下は常も畏く渡らせ玉ふが故に夜あくれば日がな終日。日暮れば夜がな夜もすがら大御心を  
天照す大御神に凭らしせり付き賴寄玉ひつゝ御躬親ら齋戒沐浴し玉ひて毎朝質所に於て參拜し玉ひつゝ復伊勢の神宮には皇族を以て祭主と定め奉り大祭り小祭の大禮を竭さしめ玉ひ尙朝な夕なに厚く齋き祭り事へ奉らしめ玉ふ 大神に渡らせ玉ふが故に吾人日本臣民たる者は能々斯道理を辨へて深く心を含奉りて日夜怠じ

り忘する事無く何事にも先づ第一に此 大神を心に祭り奉りて  
 尊そんみ敬まねまひ奉るべき也故に此大日本皇國は此  
 天照皇大御神が照臨し玉ふ大皇國なるが故に 上下皆謹み慎みて  
 何事にも此 神慮を窺ひ奉りて其御教に從ひ奉が常例なり故れ此  
 大神は萬教を統べ萬道を率ゐ玉ふが故に

天朝の神典を經たてごと定め諸の小教を縛とらわに織おりる事を咎め玉はず又嫌ひ  
 玉はず至るも至らぬも一々に抱いだへて育て恵み玉ふ是に於て彼の行  
 基。空海。傳教。法然。親鸞。日蓮等の名僧に至りても其已さかれの信する宗教を  
 弘めむと欲するに當りては必ず先づ伊勢に至り三七日間宇治山田  
 の民家と借り受け齋戒沐浴して

天照皇大神を日拜し奉り謹て其旨を

大神に奏し奉り 神慮に従ひ奉りて其欲する所の宗教を弘布した  
 り今に其古跡宇治山田の兩地に存せり猶も謹みの餘りに僧侶參拜  
 の路に入り五十鈴川の向ひある山の下より遙拜し奉りたりき。是等

各僧の如きは實に我國の英雄にして何れも當時 朝廷の師表と敬  
 まはれ臣民よりは生佛いきけと迄尊崇せられし者たり然るに謹慎斯の如  
 し。復其佛法共。盛に行はれたる時といへども我國累代 朝廷の正典  
 として現任當極の 天皇は決して其御在位の間は法衣を着し法冠  
 を戴き。佛法に入る事を許させ玉はず。何となれば其 皇位は即ち當  
 極の 天皇の私有に非ずして  
 畏くも大神の皇位なり

神寶は即ち當極の 天皇の私有に非ずして

大神の

神寶なるが故也是を以て我が皇國の

天皇にして 衣龍そんりゆうの(天子の御服也)上に袈裟けさを絡ひし 天皇無し質所の御拜  
 を廢して。佛陀佛像を禮拜せられし 天皇無し。天皇にして佛法に  
 歸依し佛門に入らむと欲する時は必ず 皇位を皇太子に傳へさせ  
 られ太だい上天皇と成り玉ひて。佛門に入られたり嗚呼尊き哉然れば我

國の臣民たる者は是等の道理をよくよく辨へつて不敬の舉動をなす事勿れ。假令佛法に歸依する者あるとも、先づ第一に皇國の臣民たる事を忘れず朝な夕なに

天照皇大御神を拜禮し奉り次に

至尊天皇陛下萬歳を祝し奉り唱ふべし眞に知る

天照皇大御神の神徳稜威の嚴乎として赫々昭々たる事誠に以て辭に掛けまくも畏き尊き事は現在征清の皇軍が海に捷ち陸に勝ち速戰捷の勇ましき事字内各國廣しどいへども古今未會有の皇軍也是誠に此當極の

至尊天皇が天照皇大御神の御教を天津日嗣に受け繼がせ玉ひつ其皇徳稜威を放ち玉ふが故に復皇軍の諸衆は只管

至尊天皇の稜威を戴き奉りて火に水に勤め事へ奉るが故に天照大御神の御守護を蒙る事深きが故に如何に百倍なる敵國に當るといへども皇軍は敢て以てひるまず。たゞ必戦へば必ず勝つ向

へば必ず占領す向ふ所前ある事無し遂には眞に服從せしめて彼の五億萬蒼生共に衣食住業を授與し玉ひて永世無窮に大幸福を保たしめ玉ふべき神櫻臨をたる也。見よ印度國の如きを佛者の本國にして徒弟多く信者等二億萬に垂たるも英國の遠征一舉に蹂躪占領せられたり隨て今日に至りては印度地方に於て佛法信者功力は地を攘てある事莫じ。於戲慨然の至りならずやかかる無精神の佛者といへをも斷然我が大日本皇國の

天照皇大御神を至誠一極に信仰し奉らば自然に人心を授り人事を品行する事を得て初めて弱肉強食の野蠻風俗を免れて眞の文明に至る事を得べし。嗚呼尊哉。故れ當極。天皇陛下が皇祖大御神に凭れせり付き只管頼寄居ふ所の國を現人神之凭の強凭の國と謂ふ也。今は誤りて神風の伊勢と思へり。皇國語學を講究すれば明瞭に了解する事を得べし。

祝詞之書

む  
ば  
ぢ  
す  
す  
ぢ  
ま  
ち  
ぢ  
う  
る  
ぢ

朝な夕な身を正し心を脩めて此祝詞を七返奏し奉るべし此祝詞  
は昔じ天の岩戸の前に於て天の兒屋根みこの命みことが奏し奉りて世の暗あ  
を照らしたる所の誠に目出度こき祝詞なり故れ朝夕此祝詞を唱へ  
奉れば身體健康じと成り精神じとはやかに成り大智識じを得て萬幸福  
樂らくを授り壽命じを延長し諸災しを消除する也

同大祝詞

現人神之凭の強凭の神宮に一大地珠に宮柱太しく立て至大天珠に  
日木高知て鎮まり玉上  
天照皇大御神を駕み敬まひ齋まはり清まはりて常も拜み奉る放れ  
大皇神が照り徹し坐す四方の國々は底津岩根も高天が原も押し  
並べて我が被服無事也御神體無事也御神體無事也御神體無事也  
天陛下の知ろじ召す大祭政なるを以て天が下の諸皆安らけく平

らけく事へ奉らしめ玉へと祈り奉る事の驗を垂れ玉ひて我が  
天皇陛下の照覽し坐す物事皆を活し育て助けしめ玉へと恐れみ畏  
てみ謹み奏み奉る  
此祝詞を前に奏し奉るべしわつか穢き心は消ぬ失せて清き赤き  
眞心が照り出簡りて智識明に成るが故に萬の事心に任せかせて大幸  
福を備り最と善き子を授りて子孫永く富み榮ぬ永世無窮唯一代の  
如く我が  
天皇陛下に事へ奉りて恒福の樂みを授り奉る也此世の樂み何事か  
焉に若むや謹めや慎めや

明治廿八年二月二日印刷

定價金八錢

同 廿八年二月二日印刷

正二

# 版權

愛知縣海東郡神守村百番戶佐藤三郎方寄留

平 民

同縣同郡同村同番地

平 民

發行人 佐 藤 三 郎

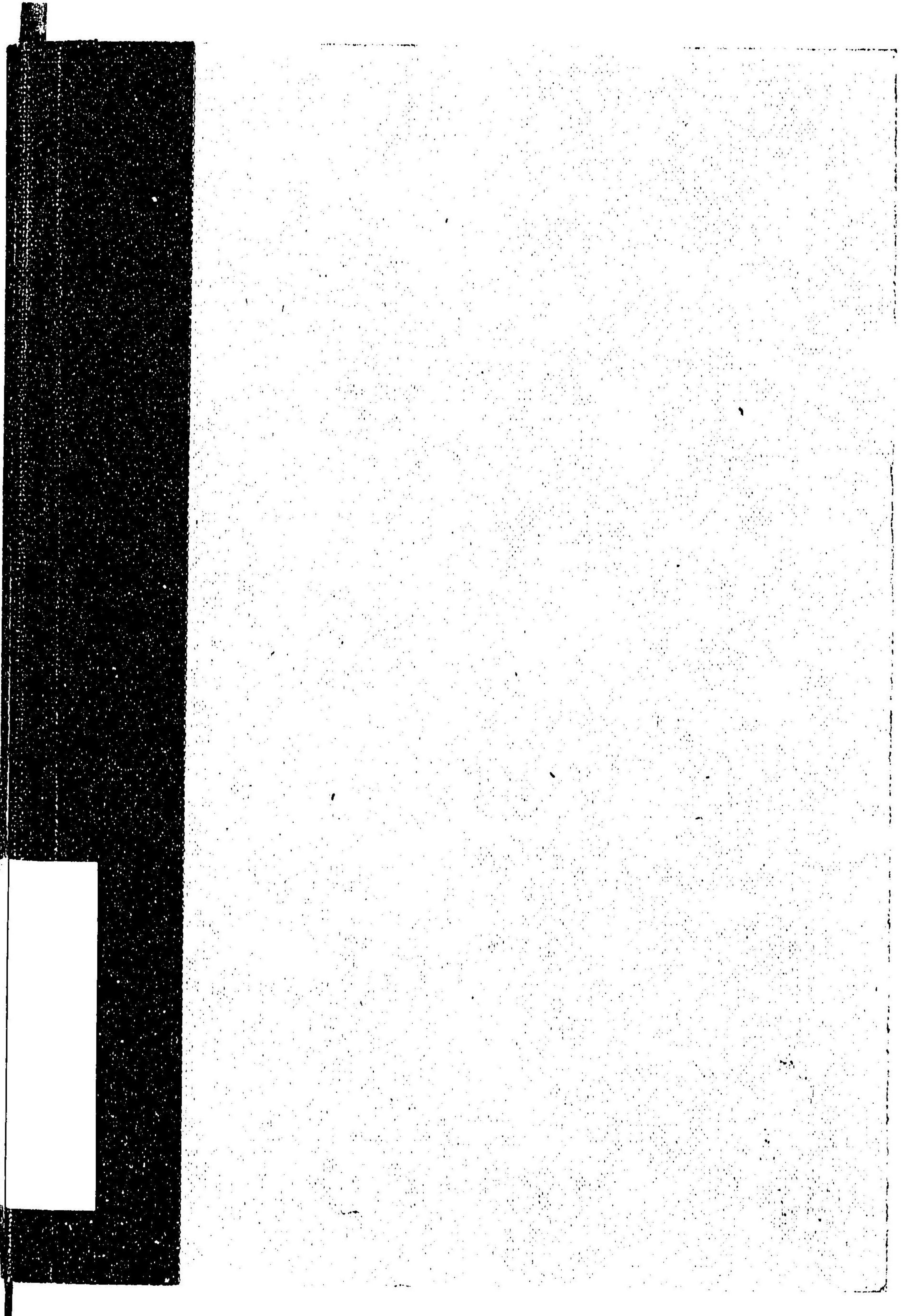
同

同縣名古屋市伏見町三十三番戶愛都社

平 民

印刷者 告 田 源 次 郎

同



日本三種神器之御伝紀

国立国会図書館

441

9

014503-000-3

9-441

日本三種神器之御伝記

浅井 実雄/著

M 2 8

A B B - 0 8 8 1

